

合併に係る事後備置書類

当社は、2023 年 4 月 26 日付当社取締役会決議に基づき、当社を吸収合併存続会社、株式会社 7 g o g o を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。つきましては、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の定めに従い、下記の通り吸収合併により吸収合併存続会社が承継した吸収合併消滅会社の権利義務その他の吸収合併に関する事項として法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 本合併が効力を生じた日

2023 年 6 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び新株予約権買取請求ならびに債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

本合併につき、差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社である株式会社 7 g o g o の株主は、吸収合併存続会社である当社のみであることから、株式買取請求を行うことができる株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社である株式会社 7 g o g o は、新株予約権を発行していません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社である株式会社 7 g o g o は、2023 年 4 月 27 日付の官報により、債権者に対する異議申述の公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

吸収合併存続会社においては、本合併は会社法 796 条 2 項に定める簡易合併に該当するため、差止請求を行うことができる株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併存続会社においては、本合併は会社法 796 条 2 項に定める簡易合併に該当するため、会社法 797 条の規定に基づく株式買取請求の手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社である当社は、2023 年 4 月 27 日付の官報及び電子公告により、債権者に対する異議申述の公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、吸収合併消滅会社である株式会社 7 g o g o の権利義務全部を承継いたしました。当社が株式会社 7 g o g o から承継した資産及び負債の、本合併の効力発生日時点における概算額は、それぞれ 461,276 円及び 243,200 円です。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別添のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2023 年 6 月 9 日付で本合併による変更登記申請を行いました。

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

合併に係る事前開示書類

当社は、2023 年 4 月 26 日付当社取締役会決議に基づき、株式会社サイバーエージェントを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。つきましては、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の定めに従い、下記の通り吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

(1) 本合併契約の内容

2023 年 4 月 26 日付合併契約書の内容は、別添のとおりです。

(2) 対価及びその割当ての相当性に関する事項

吸収合併存続会社である株式会社サイバーエージェントは、合併に際して株式の発行および金銭等の交付は行いません。株式会社サイバーエージェントは、吸収合併消滅会社である当社の発行済株式全部を所有しているため、かかる取り扱いは相当であると考えております。

なお、株式会社サイバーエージェント及び当社は、会社計算規則第 2 条第 3 項第 36 号に規定する共通支配下関係にあります。当社の株主は株式会社サイバーエージェントのみであり、当社に少数株主は存在しないため、当社の少数株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

(3) 新株予約権の承継の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社である当社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

(4) 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

株式会社サイバーエージェントの最終事業年度（2021 年 10 月 1 日～2022 年 9 月 30 日）に係る計算書類等は別添のとおりです。

(5) 吸収合併存続会社又は吸収合併消滅会社において最終の事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象 該当事項はありません。

(6) 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2023 年 3 月 31 日現在、当社及び株式会社サイバーエージェントの貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。（単位：百万円）

但し、当社は、本合併の効力発生日（2023 年 6 月 1 日）までに当社が株式会社サイバーエージェントに対して有する貸入金債務等 3,375 百万円について債権放棄を受ける予定であり、これにより、当社の債務超過は解消される見込みです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社	0	3,376	△3,375
吸収合併存続会社	132,408	96,102	36,306

この結果、いずれの会社についても、資産内容に照らして支払能力に問題はなく、また、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりませんので、本合併により株式会社サイバーエージェントの負担すべき債務についての履行見込みはありと判断します。

合 併 契 約 書

株式会社サイバーエージェント（以下、甲という。）と株式会社 7 g o g o（以下、乙という。）は、次の通り合併に関する契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

2 合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：株式会社サイバーエージェント

本店：東京都渋谷区宇田川町40番1号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社 7 g o g o

本店：東京都渋谷区宇田川町40番1号

（合併に際して発行する株式等）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているので、合併に際して甲の株式を含め一切の対価を割当交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金）

第3条 合併により増加すべき甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は次の通りとする。ただし、効力発生日における乙の資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資 本 金：合併により資本金は増加しないものとする。

(2) 資 本 準 備 金：合併により資本準備金は増加しないものとする。

(3) 利 益 準 備 金：合併により利益準備金は増加しないものとする。

（合併契約書の承認）

第4条 乙は、会社法第784条第1項に基づき、本契約について株主総会の承認を経ないで合併を行う。

2 甲は、会社法第796条第2項に基づき、本契約について株主総会の承認を経ないで合併を行う。

（効力発生日）

第5条 効力発生日は、2023年6月1日とする。ただし、合併手続き進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

（会社財産の引継）

第6条 乙は、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引継ぐ。

（会社財産の管理義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

(従業員の引継及びその処遇)

第8条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する処遇については、別に甲乙協議の上、これを定める。

(退任取締役及び監査役の処遇)

第9条 合併に際して甲の取締役等に就任しない乙の取締役または監査役に対し、効力発生日前日までの在任期間にかかる報酬等を支給する場合は、乙の株主総会における承認を得て行うものとするほか、甲乙協議して定めるものとする。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日までに、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、書面により合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、本契約の履行に必要な法令に定める関係官公庁の承認を得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めない事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲が原本、乙がその写しを保有する。

2023年4月26日

甲 東京都渋谷区宇田川町40番1号
株式会社サイバーエージェント
代表取締役 藤田 晋

乙 東京都渋谷区宇田川町40番1号
株式会社7 g o g o
代表取締役 藤田 晋

第25回 定時株主総会 招集ご通知



・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主のみなさまのお身体の安心、安全を最優先に考え、会場へのご来場について可能な限り見合わせていただくとともに、事前の議決権行使について、ご協力のほどお願い申し上げます。なお、株主のみなさまには株主総会の模様をご覧いただけるよう、当日はインターネットによるライブ配信を実施いたします。

・お土産、コーヒー等の提供は控えさせていただくとともに、株主総会後の会社説明会につきましても開催を見合わせることにしましたので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

開催日時・会場

2022年12月9日(金) 午後1時

セルリアンタワー東急ホテル内 地下2階 ポールルーム

[受付開始予定：午後0時15分]

目次

第25回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	14
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告書	29
株主総会会場ご案内図	裏

新型コロナウイルス・インフルエンザ感染拡大防止への対応について

冬季に入りまして、新型コロナウイルス及びインフルエンザ等の感染拡大が警戒されております。当社 第25回定時株主総会にあたり、当該感染拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。

株主のみなさまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＜ご来場に関しまして＞

株主のみなさまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、議決権行使書またはインターネット等による議決権の事前行使についてご協力いただきますようお願い申し上げます。事前行使の方法等の詳細は、本招集ご通知2頁の「議決権行使のご案内」をご参照くださいませ。

また、疾患の影響が大きいとされる、ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠中の方などにおかれましては、可能な限りご来場を見合わせていただけますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本株主総会開催日時点の感染拡大状況やご自身の体調を慎重にお確かめの上、ご来場される場合はマスクの持参・着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。また、当日は、会場に設置するアルコール消毒液のご使用についてご協力をお願いするほか、検温を実施させていただき、37.5度以上の発熱が確認されたり、体調のすぐれないご様子の株主様は入場をご遠慮いただくこともございますので予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

運営スタッフ等は、マスクを着用して対応をさせていただきます。

当日はインターネットによるライブ配信を行います。ご出席株主様のプライバシーには可能な限り配慮いたしますが、質疑等の際にはやむを得ずご出席株主様が映りこんでしまう場合がございますので予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意及び株主総会終了後の「会社説明会」の開催のいずれもございません。ご了承いただけますようお願い申し上げます。

本株主総会の日時・場所その他に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.cyberagent.co.jp/>) にてご案内をさせていただきますのでご確認いただけますようお願い申し上げます。

＜ライブ配信に関しまして＞

当日の様子はインターネットによるライブ配信にて、以下よりご覧いただけます。

<https://www.cyberagent.co.jp/ir/stock/meeting/>

2022年12月9日（金）午後1時放映開始予定

※インターネット環境や機材等のトラブル、その他の諸事情により、止むを得ず、ライブ中継を中断または中止することがございます。

※ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。予めご了承ください。

※インターネットの接続やご視聴方法等に関するお問い合わせにはお答えできません。

※ライブ配信を通じてのご質問は承ることができません。



株主のみなさまへ

株主のみなさまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

サイバーエージェントは「21世紀を代表する会社を創る」というVISIONを掲げ、創業来25期増収を継続し事業拡大を続けております。

2016年に開局した新しい未来のテレビ「ABEMA」は、順調に利用者を伸ばし8,300万ダウンロードを突破。重要視しているウィークリーアクティブユーザー数もスポーツコンテンツ等の配信により過去最高を更新しました。また、「ABEMA」と親和性の高い競輪のインターネット投票サービス「WINTICKET」の高成長等により2020年度より損失改善のフェーズに入り、マネタイズの手応えも感じています。

インターネット広告事業においては、市場成長以上の高い増収率となりシェアを拡大。持続的な成長を目指しDX事業等新たな事業への投資を強化しております。ゲーム事業においては、前期に提供を開始したタイトルの反動がありつつも高い水準を維持し、既存タイトルの長寿命化と新たなヒットタイトルの創出に注力しております。

今後も、インターネット広告事業、ゲーム事業に続き、「ABEMA」を中心としたメディア事業を育てながら、次世代の技術者育成、スポーツ支援など、事業を通じた社会的価値を創造し、「新しい力とインターネットで日本の閉塞感を打破する」というパーパスを志してまいります。

代表取締役
代表執行役員
社長

藤田 晋

第25回定時株主総会招集ご通知

日 時 2022年12月9日（金曜日）午後1時

場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号

セルリアンタワー東急ホテル内 地下2階 ボールルーム

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

目的事項

- 報告事項**
1. 第25期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 定款の一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案** ストックオプションとして新株予約権を発行する件

招集にあたっての決定事項

後記2頁から3頁「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以 上

~~~~~

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「主要な事業内容」、「主要な拠点等」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「新株予約権等の状況」、「会社役員との責任限定契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「連結計算書類」の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、ならびに「計算書類」の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.cyberagent.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.cyberagent.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

## 株主総会にご出席いただかない場合



### ■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対する賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

**行使期限** 2022年12月8日（木曜日）午後7時必着



### ■ インターネット等による議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、後記株主総会参考書類または議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2022年12月8日（木曜日）午後7時まで

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会にご出席いただく場合



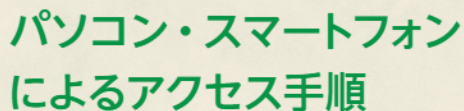
### ■ 株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

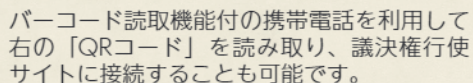
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

**開催日時** 2022年12月9日（金曜日）午後1時



<https://www.web54.net>

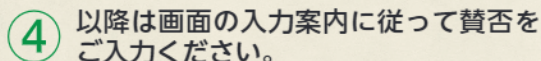
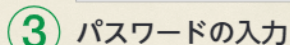
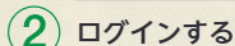
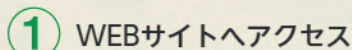


※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。  
※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート  
0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

## 「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。  
なおこの方法での議決権行使は1回に限ります。

**！ ご注意事項**

- インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主のみならず皆さまのご負担となります。

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株主価値の向上とともに、配当を継続的に実施していきたいと考えております。

現在、中長期の柱に育てるべく2016年9月期より新しい未来のテレビ「ABEMA」に先行投資をしており、投資期においても株主のみなさまに中長期でご支援いただけるよう2017年9月期より「DOE 5 %以上」を経営指標の目安といたしました。それに伴い2022年9月期の期末配当金を14円とし、経営指標の目安としている「DOE 5 %以上」を達成いたします。第25期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

※DOEとは、自己資本配当率（ROE×配当性向）

|   |                       |                                                                 |
|---|-----------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1 | 配当財産の種類               | 金銭といたします。                                                       |
| 2 | 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき14円といたしたいと存じます。<br>なお、この場合の配当総額は7,082,921,944円となります。 |
| 3 | 剰余金の配当が効力を生じる日        | 2022年12月12日（月曜日）といたしたいと存じます。                                    |

## 第2号議案 定款の一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことに対応する規定の新設・削除を行うため、次の通り定款を変更します。

(1) 変更案第17条第1項の新設は、株主総会参考書類等を従来の郵送方式に代え、当社ホームページ等に掲載する情報をご覧ください形式になることを定めた規定です。また、これにより現行定款第17条の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、削除となります。

(2) 変更案第17条第2項の新設は、電子提供制度導入後に、株主総会参考書類等の書面交付請求をした株主への対応を定めた規定で、株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するためのものです。

(3) 前各項の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

### 2. 変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております)

| 現行定款                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>附則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                 | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>                                                                |
|                                                                                                                                                                                         | <p>附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第17条 (電子提供措置等) の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名            | 性別 | 現在の当社における<br>地位・担当         | 候補者属性    | 取締役会<br>出席回数      |
|-------|---------------|----|----------------------------|----------|-------------------|
| 1     | ふじ た<br>藤田 晋  | 男性 | 代表取締役 代表執行役員<br>社長<br>経営全般 | 再任       | 13回／13回<br>(100%) |
| 2     | ひ だか<br>日高 裕介 | 男性 | 取締役 執行役員 副社長<br>ゲーム事業管轄    | 再任       | 13回／13回<br>(100%) |
| 3     | なかやま<br>中山 豪  | 男性 | 取締役 専務執行役員<br>全社機能管轄       | 再任       | 13回／13回<br>(100%) |
| 4     | なかむら<br>中村 恒一 | 男性 | 社外取締役                      | 再任 社外 独立 | 13回／13回<br>(100%) |
| 5     | たかおか<br>高岡 浩三 | 男性 | 社外取締役                      | 再任 社外 独立 | 13回／13回<br>(100%) |

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者



# 1 藤田 晋

(1973年5月16日生)

再任 【担当】 経営全般

所有する当社の株式数89,121,600株

## 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

|           |                                  |           |                               |
|-----------|----------------------------------|-----------|-------------------------------|
| 1997年 4 月 | (株)インテリジェンス<br>(現パーソルキャリア(株)) 入社 | 2015年 4 月 | (株)AbemaNews 代表取締役就<br>任 (現任) |
| 1998年 3 月 | 当社設立 代表取締役社長就任<br>(現任)           | 2020年10月  | 当社代表執行役員就任 (現任)               |
| 2015年 4 月 | (株)AbemaTV 代表取締役就任<br>(現任)       |           |                               |

## 取締役候補者としての理由

1998年の創業以来、一貫して代表取締役として企業価値向上を牽引。グループ経営全般を担っており、適切な意思決定・経営の監督を行っています。「21世紀を代表する会社を創る」というビジョンの下、中長期的な企業価値の向上と持続的成長に努め、コーポレート・ガバナンスの強化と経営の監督と執行の分離を進めています。また、メディア事業における新しい未来のテレビ「ABEMA」を中長期で事業の柱にすべく尽力しており、これらの豊富な経験と実績をもとに、グループ経営の監督、更なる企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



# 2 日高 裕介

(1974年4月2日生)

再任 【担当】 ゲーム事業管轄

所有する当社の株式数3,002,000株

## 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

|           |                                  |           |                      |
|-----------|----------------------------------|-----------|----------------------|
| 1997年 4 月 | (株)インテリジェンス<br>(現パーソルキャリア(株)) 入社 | 2010年10月  | 当社取締役副社長就任 (現任)      |
| 1998年 3 月 | 当社設立 常務取締役就任                     | 2011年 5 月 | (株)Cygames取締役就任 (現任) |
|           |                                  | 2020年10月  | 当社執行役員就任 (現任)        |

## 取締役候補者としての理由

代表取締役藤田とともに創業し、取締役副社長として企業価値向上に貢献。新規事業が競争力である当社においてEC事業、メディアコンテンツ事業に従事した後、2009年にはゲーム事業へ参入し、当事業をグループの主要な事業に成長させています。また、既存タイトルのロングランヒットに向けた運用力の強化や新規タイトルのヒットを目指した競争力の向上などに尽力しており、収益に大きく貢献し続けています。これらの豊富な経験と実績をもとに、グループ経営の監督・ゲーム事業を中心とした事業の拡大を通じた企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



# 3 中山 豪

(1975年11月2日生)

再任 【担当】 全社機能管轄

所有する当社の株式数1,591,507株

## 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

|           |           |           |                        |
|-----------|-----------|-----------|------------------------|
| 1998年 4 月 | 住友商事(株)入社 | 2006年 4 月 | 当社常務取締役就任              |
| 1999年 8 月 | 当社入社      | 2015年 7 月 | (株)マクアケ取締役就任 (現任)      |
| 2003年12月  | 当社取締役就任   | 2020年10月  | 当社取締役 専務執行役員就任<br>(現任) |

## 取締役候補者としての理由

1999年入社後、EC事業の立ち上げ、メディアコンテンツ事業統括等の4年間の事業経験を経た後、経営本部長に就任。グループ経営管理の仕組みづくり・決算早期化・システム化等を進め、2003年に取締役に就任。グループ財務・投資管理・リスク管理・経営の監督と執行の分離・人事制度の見直し等、全社機能（コーポレート管轄）の責任者として尽力してまいりました。これらの豊富な経験と実績をもとにグループ経営の監督と全社機能の強化を通じて、企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



4 **中村 恒一**  
(1957年11月7日生)

再任 社外 独立  
所有する当社の株式数10,000株

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

|           |                                             |            |                                             |
|-----------|---------------------------------------------|------------|---------------------------------------------|
| 1981年 4 月 | (株)日本リクルートセンター（現<br>(株)リクルートホールディングス）<br>入社 | 2012年 4 月  | (株)リクルート（現(株)リクルート<br>ホールディングス）取締役相談<br>役就任 |
| 1999年 6 月 | (株)リクルート（現(株)リクルート<br>ホールディングス）取締役就任        | 2014年 6 月  | (株)リクルートホールディングス<br>取締役相談役退任                |
| 2008年 4 月 | (株)リクルート（現(株)リクルート<br>ホールディングス）取締役副社<br>長就任 | 2016年 12 月 | 当社社外取締役就任（現任）                               |

### 社外取締役として期待される役割及び候補者とした理由

(株)日本リクルートセンター（現 (株)リクルートホールディングス）において長期にわたり、同社の取締役・取締役副社長として経営を牽引した経歴をもち、企業経営・人事戦略・M&Aに関する豊富な経験・実績と広い見識を有しております。また、経営の監督と執行の分離により、人数を8人（うち社外取締役4人）に絞った取締役会で、独立・社外の立場から投資や重要事項の意思決定等に尽力しております。また、中長期的な企業価値の向上と持続的成長、経営の監督、役員報酬についてまで幅広い議論をするために取締役により構成される任意の会議体（以下、「社外取締役会」）を毎月開催しており、これらの議論を起点とし、持続的な企業価値向上を担う将来の取締役候補者を含めた幹部人材の選抜・育成・仕組み作りについて議論・策定を行っております。なお、同氏は指名・報酬諮問委員会に参加し、当年度の諮問をいたしました。かかる経験・実績・見識を踏まえ、今後も継続的な、コーポレート・ガバナンスの強化・当社グループ企業価値の向上のため、独立社外取締役として、取締役会等の意思決定に際し、独立した第三者的観点から経営の監督・助言・提言等を期待できるものと判断し、社外取締役候補者としたしました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

（注）

- ・同氏と、同氏が2014年6月まで業務執行者であった当社の主要取引先である(株)リクルートホールディングス（2022年度の当社連結売上高に占める割合：5.78%）との間に特別な取引関係はありません。
- ・同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、本議案が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。



5

 たかおか  
**高岡**  
 (1960年3月30日生)
 

 こうぞう  
**浩三**  
 所有する当社の株式数0株
 

 再任
 社外
独立

**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

|           |                                                       |           |                           |
|-----------|-------------------------------------------------------|-----------|---------------------------|
| 1983年 4 月 | ネスレ日本(株)入社                                            | 2015年 4 月 | ケイアンドカンパニー(株)代表取締役就任(現任)  |
| 2005年 1 月 | ネスレコンフェクショナリー(株)<br>(2010年1月1日にネスレ日本(株)に統合) 代表取締役社長就任 | 2019年 8 月 | KTデジタル(株)代表取締役就任(現任)      |
| 2010年 1 月 | ネスレ日本(株)代表取締役副社長<br>飲料事業本部長就任                         | 2020年 3 月 | ネスレ日本(株)代表取締役社長兼<br>CEO退任 |
| 2010年11月  | ネスレ日本(株)代表取締役社長兼<br>CEO就任                             | 2020年12月  | 当社社外取締役就任(現任)             |

**社外取締役として期待される役割及び候補者とした理由**

ネスレ日本(株)の代表取締役社長兼CEOとして、またネスレ・グローバルのボードメンバーとして長期にわたり経営を牽引した経歴をもち、企業経営・マーケティング・グローバル戦略に関する国内外での豊富な経験・実績と広い見識を有しております。また、経営の監督と執行の分離により、人数を8人（うち社外取締役4人）に絞った取締役会で、独立・社外の立場から投資や重要事項の意思決定等に尽力しております。また、毎月開催している社外取締役会での議論にも参加、これらの議論を起点とし、持続的な企業価値向上を担う将来の取締役候補者を含めた幹部人材の選抜・育成・仕組み作りについて議論・策定を行っております。なお、同氏は指名・報酬諮問委員会に参加し、当年度の諮問をいたしました。かかる経験・実績・見識を踏まえ、今後も継続的な当社グループ企業価値の向上のため、独立社外取締役として、取締役会等の意思決定に際し、独立した第三者的な観点から経営の監督・助言・提言等を期待できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

（注）

- ・同氏が2020年3月まで業務執行者であったネスレ日本(株)との間に特別な取引関係はありません。
- ・同氏が代表を務めるケイアンドカンパニー(株)及びKTデジタル(株)と当社との間に特別な取引関係はありません。
- ・同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、本議案が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

- （注）
1. 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
  2. 中村恒一氏及び高岡浩三氏は社外取締役候補者であります。
  3. 当社は中村恒一氏及び高岡浩三氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。本議案が承認された場合には、両氏と当該契約を継続する予定であります。
  4. 当社は、当社取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・争訟費用を填補いたします。なお、各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役または監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、既に第20回定時株主総会にてご承認いただいている金銭報酬額とは別枠にて、当社取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第3号議案が原案どおり承認されますと、本議案の対象となる取締役は3名となります。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を付与することにより、当社の中長期的な業績を当社グループ役職員の報酬に反映させ、株主と当社グループ役職員の利益とを一致させることができ、これにより、当社グループ役職員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層喚起するとともに、優秀な人材を確保することが可能となります。

なお、本新株予約権の行使期間は、新株予約権の割当日から少なくとも4年を経過した日以降に開始となることから、本新株予約権は、権利行使期間開始までの中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能するものであります。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役及び従業員

#### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、1,026,500株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必

---

要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

10,265個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は100株とする。ただし、(2) に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに新株予約権の目的たる株式の数に乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日から 4 年経過した日から 6 年間とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

### (9) 新株予約権の取得事由及び条件

①新株予約権の目的である株式の内容として当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる旨の定めを設ける定款変更、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議により承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に（7）に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

### (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### (11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### ①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

#### ②新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### ③新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）及び（3）に準じて決定する。

#### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（5）に準じて決定する。

#### ⑤新株予約権を行使できる期間

上記（6）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（８）に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

上記（９）に準じて決定する。

（１２）新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（１３）新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

### 3. 取締役の報酬等に関する事項

当社は、後記「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおり取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、本総会においてストックオプションとしての新株予約権の発行に係る議案が原案どおり承認可決された場合においても当該方針を変更することは予定していない。取締役に上記ストックオプションを報酬等として付与する理由は１に記載のとおりであり、本議案の内容は、当該方針に照らしても相当と判断している。

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社取締役に付与する新株予約権は１,３５２個（うち社外取締役・監査等委員である取締役への付与０個）を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数は１００株とする。ただし、２（２）に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

当社取締役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとする。新株予約権１個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

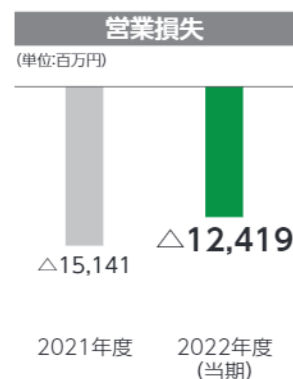
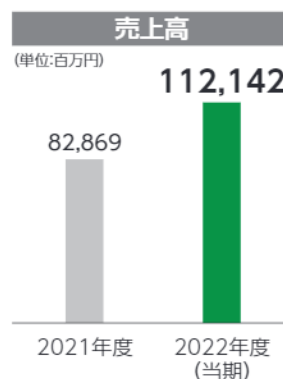
当社グループは、スマートフォン市場の成長を取り込む一方で、中長期の柱に育てるため新しい未来のテレビ「ABEMA」への投資をしつつ、当連結会計年度における売上高は710,575百万円（前年同期比6.6%増）、営業利益は69,114百万円（前年同期比33.8%減）、経常利益は69,464百万円（前年同期比33.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は24,219百万円（前年同期比41.7%減）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

#### ① メディア事業

メディア事業には、「ABEMA」、「WINTICKET」、「Ameba」等が属しております。

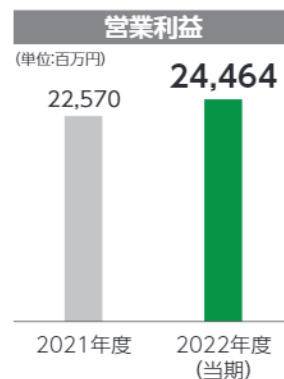
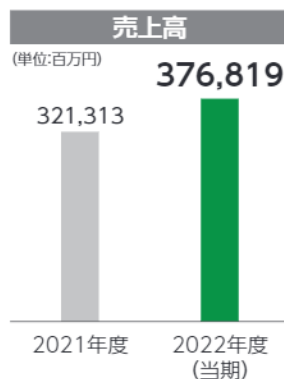
新しい未来のテレビ「ABEMA」のWAUが過去最高を更新、周辺事業も増収し、売上高は112,142百万円（前年同期比35.3%増）、営業損益は12,419百万円の損失計上（前年同期間15,141百万円の損失計上）となりました。



## ② インターネット広告事業

インターネット広告事業には、インターネット広告事業本部、AI事業本部、(株)CyberZ等が属しております。

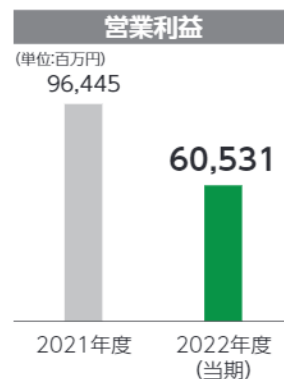
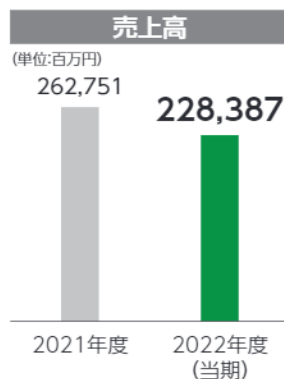
高い増収率を継続し、シェア拡大により、売上高は376,819百万円（前年同期比17.3%増）、営業損益は24,464百万円の利益計上（前年同期比8.4%増）となりました。



## ③ ゲーム事業

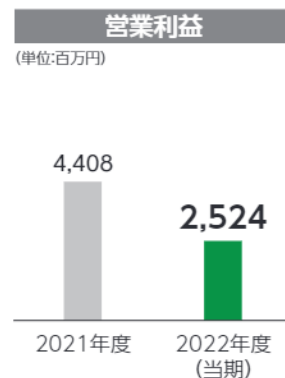
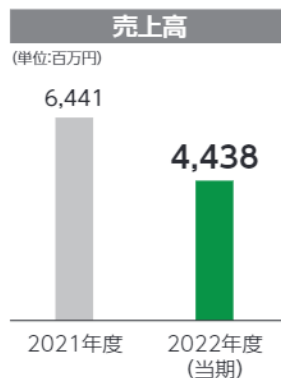
ゲーム事業には、(株)Cygames、(株)Colorful Palette、(株)サムザップ、(株)アプリボット等が属しております。

前期にリリースしたタイトルの反動がありつつも、高い水準を維持し、売上高は228,387百万円（前年同期比13.1%減）、営業損益は60,531百万円の利益計上（前年同期比37.2%減）となりました。



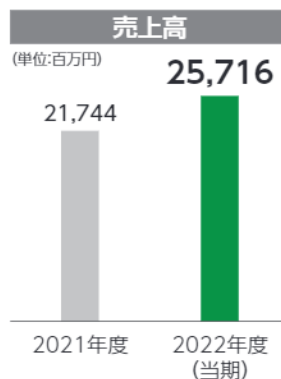
#### ④ 投資育成事業

投資育成事業にはコーポレートベンチャーキャピタル、(株)サイバーエージェント・キャピタルにおけるファンド運営等が属しており、売上高は4,438百万円（前年同期比31.1%減）、営業損益は2,524百万円の利益計上（前年同期比42.7%減）となりました。



#### ⑤ その他事業

その他事業には、(株)マクアケ、(株)リアルゲイト、(株)ゼルビア等が属しており、売上高は25,716百万円（前年同期比18.3%増）、営業損益は16百万円の損失計上（前年同期間479百万円の利益計上）となりました。



---

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6,253百万円で、主要なものはオフィス設備の取得に伴うものであります。

## (3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、以下3点を主な経営課題と認識しております。

- ① メディア事業  
新しい未来のテレビ「ABEMA」の規模拡大・マネタイゼーションの強化
- ② インターネット広告事業  
運用力・技術力を強みにした広告効果最大化・シェア拡大
- ③ ゲーム事業  
既存タイトルの運用によるロングラン化と新規ヒットの創出

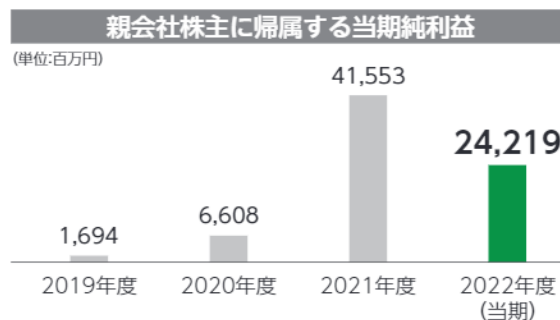
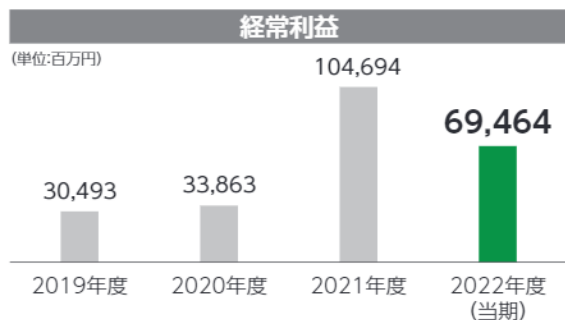
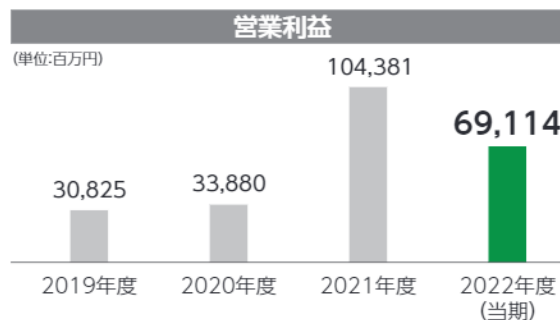
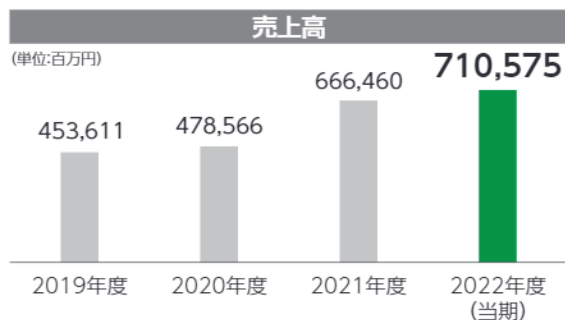
これらの経営課題を解決して事業拡大・成長し続けるために、事業拡大に応じた内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、人材採用・育成・活性化に積極的に取り組んでまいります。

## (9) 財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 22 期<br>(2019年9月期) | 第 23 期<br>(2020年9月期) | 第 24 期<br>(2021年9月期) | 第 25 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年9月期) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 453,611              | 478,566              | 666,460              | 710,575                           |
| 営業利益 (百万円)                | 30,825               | 33,880               | 104,381              | 69,114                            |
| 経常利益 (百万円)                | 30,493               | 33,863               | 104,694              | 69,464                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (百万円) | 1,694                | 6,608                | 41,553               | 24,219                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 3.36                 | 13.10                | 82.30                | 47.89                             |
| 総資産額 (百万円)                | 224,876              | 260,766              | 382,578              | 383,698                           |
| 純資産額 (百万円)                | 110,352              | 127,678              | 194,145              | 222,915                           |
| 1株当たり純資産額 (円)             | 157.09               | 177.45               | 254.98               | 285.15                            |

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。このため、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

### ● 損益の状況の推移グラフ



## (10) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数            | 前連結会計年度末比増減   |
|-----------------|---------------|
| 6,337名 (3,864名) | 393名増 (481名増) |

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数          | 前事業年度末比増減     | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------------|---------------|-------|--------|
| 1,977名 (486名) | 275名増 (103名増) | 34.2歳 | 6.1年   |

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (11) 重要な子会社の状況 (2022年9月30日現在)

| 会社名                 | 資本金      | 議決権比率  | 主要な事業内容                 |
|---------------------|----------|--------|-------------------------|
| (株)Cygames          | 124百万円   | 61.7%  | ゲーム事業                   |
| (株)AbemaTV          | 100百万円   | 55.2%  | 新しい未来のテレビ「ABEMA」の運営     |
| (株)CyberZ           | 40百万円    | 100.0% | スマートフォン向け広告に特化した広告代理事業  |
| (株)マクアケ             | 3,120百万円 | 51.6%  | クラウドファンディング「Makuake」の運営 |
| (株)Colorful Palette | 124百万円   | 90.0%  | ゲーム事業                   |

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式の状況 (2022年9月30日現在)

- |                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| ① 発行可能株式総数                     | 1,517,119,200株 |
| ② 発行済株式の総数<br>(自己株式数1,004株を除く) | 505,922,996株   |
| ③ 株主数                          | 52,041名        |
| ④ 大株主 (上位10名)                  |                |

| 株 主 名                                                              | 持 株 数 (株)  | 持株比率 (%) |
|--------------------------------------------------------------------|------------|----------|
| 藤田 晋                                                               | 89,121,600 | 17.62    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                           | 81,898,700 | 16.19    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                                | 37,271,600 | 7.37     |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051                                 | 16,406,100 | 3.24     |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT                                       | 11,825,931 | 2.34     |
| JP MORGAN CHASE BANK 385635                                        | 8,321,166  | 1.64     |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234                        | 7,352,216  | 1.45     |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225                         | 6,617,876  | 1.31     |
| RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT-MIG | 6,157,965  | 1.22     |
| BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT                                        | 5,896,378  | 1.17     |

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役の状況（2022年9月30日現在）

| 会社における地位                 | 氏 名     | 性別 | 担 当     | 重要な兼職の状況                             |
|--------------------------|---------|----|---------|--------------------------------------|
| 代 表 取 締 役<br>代表執行役員社長    | 藤 田 晋   | 男性 | 経営全般    |                                      |
| 取 締 役<br>執行役員 副社長        | 日 高 裕 介 | 男性 | ゲーム事業管轄 |                                      |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員     | 中 山 豪   | 男性 | 全社機能管轄  |                                      |
| 取 締 役                    | 中 村 恒 一 | 男性 |         |                                      |
| 取 締 役                    | 高 岡 浩 三 | 男性 |         | ケイアンドカンパニー(株)代表取締役<br>KTデジタル(株)代表取締役 |
| 取 締 役<br>(常 勤 監 査 等 委 員) | 塩 月 燈 子 | 女性 |         |                                      |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員)     | 堀 内 雅 生 | 男性 |         | (株)USEN-NEXT HOLDINGS<br>常勤監査役       |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員)     | 中 村 知 己 | 男性 |         | 永石一郎法律事務所弁護士                         |

- (注) 1. 取締役中村恒一氏、取締役高岡浩三氏、取締役（監査等委員）堀内雅生氏及び取締役（監査等委員）中村知己氏は、社外取締役であります。
2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役中村恒一氏、取締役高岡浩三氏、取締役（監査等委員）堀内雅生氏及び取締役（監査等委員）中村知己氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 取締役（常勤監査等委員）塩月燈子氏は、会計・監査・法務に関する相当程度の知見を有しております。

### ② 会社役員に対する報酬等

#### i. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年12月10日の取締役会において、次のとおり決議いたしました。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、独立社外取締役が構成員の過半数を占める報酬諮問委員会へ諮問し、承認の答申を得ております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は監査等委員の協議により決定しております。

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する内容及び決定方法は次のとおりです。

(1) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬（ともに金銭報酬とする。）により構成され、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において定め、報酬諮問委員会への諮問を行った後、その答申内容に基づいて、取締役会にて決定いたします。なお、社外取締役の報酬は、基本報酬のみといたします。

(2) 基本報酬の内容及び額等の決定に関する方針

基本報酬は、役職・グレード・役割等を考慮して定められた金額の範囲内で、これを定めるものとします。

(3) 業績連動報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬は、各事業年度の営業利益に対する一定の割合を原資とし、業務執行を担当する取締役に対して、当該事業年度における業績、貢献度合い等を勘案し、これを定めるものとします。

(4) その他報酬に関する方針

その他の非金銭報酬等を支給する場合、内容・算定方法等について、法令に従い、取締役会にて方針を決定いたします。

ii. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額は、2017年12月15日開催の第20回定時株主総会において、年額8億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）、監査等委員である取締役の報酬等限度額は、年額3,000万円以内と決議しておりますが、2021年12月10日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち社外取締役分の報酬額について、今後の増員、社外取締役に求める役割の増加や経済情勢等諸般の事情等を考慮し、年額3,000万円以内から年額6,000万円以内と改定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の計8名です。

### iii. 取締役の報酬等の額

| 役員区分                       | 支給人員       | 報酬等の総額          | 報酬等の種類別の総額      |               |
|----------------------------|------------|-----------------|-----------------|---------------|
|                            |            |                 | 金銭報酬            | ストックオプション     |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 5名<br>(2名) | 267百万円<br>38百万円 | 172百万円<br>34百万円 | 95百万円<br>4百万円 |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 4名<br>(3名) | 19百万円<br>8百万円   | 19百万円<br>8百万円   | －<br>－        |
| 合計<br>（うち社外役員）             | 9名<br>(5名) | 287百万円<br>47百万円 | 191百万円<br>42百万円 | 95百万円<br>4百万円 |

（注）金銭報酬のうち、業績連動報酬は0円となります。

### ③ 社外役員に関する事項

#### i. 重要な兼職先と当社との関係

|                     | 重要な兼職先                               | 当社との関係        |
|---------------------|--------------------------------------|---------------|
| 取締役<br>高岡 浩三        | ケイアンドカンパニー(株)代表取締役<br>KTデジタル(株)代表取締役 | 特別な取引関係はありません |
| 取締役（監査等委員）<br>堀内 雅生 | (株)USEN-NEXT HOLDINGS常勤監査役           | 特別な取引関係はありません |
| 取締役（監査等委員）<br>中村 知己 | 永石一郎法律事務所弁護士                         | 特別な取引関係はありません |

#### ii. 当事業年度における主な活動状況

|              | 出席・発言状況等                                                                                                                                                                                                   |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>中村 恒一 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、取締役会において、企業経営・人事戦略・M&Aに関する豊富な経験・実績と広い見識に基づく実践的かつ客観的な助言、提言を行っております。また、任意の指名・報酬諮問委員会においては委員として、独立した立場から客観性のある観点からの意見を述べ、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしています。                              |
| 取締役<br>高岡 浩三 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、取締役会において、企業経営・マーケティング・グローバル戦略に関する国内外での豊富な経験・実績と高い見識をもとに、独立性をもった幅広い見地から主に経営に対する的確な監督・助言を行っております。また、任意の指名・報酬諮問委員会においては委員として、独立した立場から客観性のある観点からの意見を述べ、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしています。 |

|                     |                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員）<br>堀内 雅生 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会、監査等委員会において、主に財務・経理・税務・内部統制に関する豊富な経験、知識に基づく助言、提言を行っております。また、任意の指名・報酬諮問委員会においては委員長として、独立した立場から客観的な議論となるよう主導し、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしております。                  |
| 取締役（監査等委員）<br>中村 知己 | 2021年12月10日に開催した定時株主総会にて社外取締役に就任後、取締役会11回のうち11回に、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。取締役会、監査等委員会において、各種法令に関する幅広い専門的知識と深い見識に基づく助言、提言を行っております。また、任意の指名・報酬諮問委員会においては委員として、独立した立場から客観性のある観点からの意見を述べ、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしています。 |

#### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役（監査等委員含む）、執行役員及び従業員、ならびに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・争訟費用を当該保険契約にて填補いたします。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                   | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>         |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>293,850</b> | <b>流動負債</b>           | <b>130,014</b> |
| 現金及び預金          | 165,907        | 買掛金                   | 59,212         |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 72,371         | 未払金                   | 15,954         |
| 棚卸資産            | 4,262          | 短期借入金                 | 2,380          |
| 営業投資有価証券        | 16,457         | 未払法人税等                | 5,036          |
| その他             | 34,887         | 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債 | 20,023         |
| 貸倒引当金           | △36            | その他                   | 27,407         |
| <b>固定資産</b>     | <b>89,826</b>  | <b>固定負債</b>           | <b>30,768</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>18,974</b>  | 転換社債型新株予約権付社債         | 20,102         |
| 建物及び構築物         | 11,346         | 長期借入金                 | 3,750          |
| 工具、器具及び備品       | 5,846          | 勤続慰労引当金               | 2,787          |
| その他             | 1,781          | 資産除去債務                | 2,250          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>22,054</b>  | 繰延税金負債                | 371            |
| のれん             | 4,843          | その他                   | 1,505          |
| ソフトウエア          | 5,076          | <b>負債合計</b>           | <b>160,783</b> |
| ソフトウエア仮勘定       | 10,205         | <b>(純資産の部)</b>        |                |
| その他             | 1,927          | <b>株主資本</b>           | <b>138,079</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>48,797</b>  | 資本金                   | 7,239          |
| 投資有価証券          | 22,907         | 資本剰余金                 | 11,636         |
| 長期貸付金           | 226            | 利益剰余金                 | 119,204        |
| 繰延税金資産          | 6,783          | 自己株式                  | △1             |
| その他             | 18,896         | <b>その他の包括利益累計額</b>    | <b>6,185</b>   |
| 貸倒引当金           | △17            | その他有価証券評価差額金          | 5,887          |
| <b>繰延資産</b>     | <b>21</b>      | 為替換算調整勘定              | 298            |
|                 |                | <b>新株予約権</b>          | <b>1,747</b>   |
|                 |                | <b>非支配株主持分</b>        | <b>76,903</b>  |
|                 |                | <b>純資産合計</b>          | <b>222,915</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>383,698</b> | <b>負債純資産合計</b>        | <b>383,698</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |         |
|-----------------|--------|---------|
| 売上高             |        | 710,575 |
| 売上原価            |        | 491,417 |
| 売上総利益           |        | 219,158 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 150,044 |
| 営業利益            |        | 69,114  |
| 営業外収益           |        |         |
| 受取利息            | 139    |         |
| 受取配当金           | 384    |         |
| 受取賃貸料           | 163    |         |
| 助成金収入           | 110    |         |
| その他             | 201    | 999     |
| 営業外費用           |        |         |
| 支払利息            | 54     |         |
| 投資有価証券評価損       | 86     |         |
| 持分法による投資損失      | 313    |         |
| その他             | 193    | 648     |
| 経常利益            |        | 69,464  |
| 特別利益            |        |         |
| 投資有価証券売却益       | 491    |         |
| 関係会社株式売却益       | 805    |         |
| 固定資産売却益         | 330    |         |
| その他             | 6      | 1,633   |
| 特別損失            |        |         |
| 減損損失            | 7,742  |         |
| その他             | 557    | 8,299   |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 62,798  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 21,155 |         |
| 法人税等調整額         | 2,229  | 23,385  |
| 当期純利益           |        | 39,413  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |        | 15,194  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 24,219  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類

### 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                   | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>         |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>55,546</b>  | <b>流動負債</b>           | <b>72,899</b>  |
| 現金及び預金          | 1,473          | 買掛金                   | 35,248         |
| 受取手形            | 434            | 未払金                   | 5,953          |
| 売掛金             | 26,009         | 未払費用                  | 1,106          |
| 営業投資有価証券        | 16,017         | 未払法人税等                | 1,856          |
| 前払費用            | 2,159          | 契約負債                  | 1,859          |
| その他             | 9,527          | 預り金                   | 6,548          |
| 貸倒引当金           | △75            | 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債 | 20,023         |
| <b>固定資産</b>     | <b>76,883</b>  | その他                   | 303            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,495</b>   | <b>固定負債</b>           | <b>23,237</b>  |
| 建物              | 3,547          | 転換社債型新株予約権付社債         | 20,102         |
| 工具、器具及び備品       | 1,735          | 勤続慰労引当金               | 2,088          |
| その他             | 213            | 資産除去債務                | 1,046          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,318</b>   | <b>負債合計</b>           | <b>96,136</b>  |
| ソフトウェア          | 792            | <b>(純資産の部)</b>        |                |
| その他             | 525            | <b>株主資本</b>           | <b>28,655</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>70,068</b>  | <b>資本金</b>            | <b>7,239</b>   |
| 投資有価証券          | 17,935         | <b>資本剰余金</b>          | <b>3,259</b>   |
| 関係会社株式          | 15,048         | 資本準備金                 | 2,325          |
| 出資金             | 300            | その他資本剰余金              | 933            |
| 関係会社長期貸付金       | 133,147        | <b>利益剰余金</b>          | <b>18,158</b>  |
| 繰延税金資産          | 1,050          | その他利益剰余金              | 18,158         |
| その他             | 670            | 繰越利益剰余金               | 18,158         |
| 貸倒引当金           | △98,083        | <b>自己株式</b>           | <b>△1</b>      |
| <b>繰延資産</b>     | <b>12</b>      | <b>評価・換算差額等</b>       | <b>5,957</b>   |
|                 |                | その他有価証券評価差額金          | 5,705          |
|                 |                | 為替換算調整勘定              | 251            |
|                 |                | <b>新株予約権</b>          | <b>1,693</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>132,442</b> | <b>純資産合計</b>          | <b>36,306</b>  |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b>        | <b>132,442</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |         |
|--------------|-------|---------|
| 売上高          |       | 363,045 |
| 売上原価         |       | 316,303 |
| 売上総利益        |       | 46,741  |
| 販売費及び一般管理費   |       | 34,639  |
| 営業利益         |       | 12,102  |
| 営業外収益        |       |         |
| 受取利息         | 496   |         |
| 受取配当金        | 2,855 |         |
| その他          | 11    | 3,364   |
| 営業外費用        |       |         |
| 支払利息         | 2     |         |
| 社債発行費償却      | 11    |         |
| 貸倒引当金繰入額     | 508   |         |
| 投資有価証券評価損    | 235   |         |
| 為替差損         | 181   |         |
| その他          | 24    | 963     |
| 経常利益         |       | 14,502  |
| 特別利益         |       |         |
| 関係会社株式売却益    | 967   |         |
| その他          | 0     | 967     |
| 特別損失         |       |         |
| 減損損失         | 1,444 |         |
| 関係会社株式評価損    | 310   |         |
| その他          | 53    | 1,808   |
| 税引前当期純利益     |       | 13,661  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,885 |         |
| 法人税等調整額      | △241  | 3,643   |
| 当期純利益        |       | 10,018  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年10月26日

株式会社サイバーエージェント  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 広 瀬 勉  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 山 太 一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 山 拓  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバーエージェントの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーエージェント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以 上

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年10月26日

株式会社サイバーエージェント  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 広 瀬 勉  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 山 太 一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 山 拓  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーエージェントの2021年10月1日から2022年9月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月26日

株式会社サイバーエージェント 監査等委員会

監査等委員会 堀 内 雅 生 ㊞  
委員長

監 査 等 委 員 中 村 知 己 ㊞

常勤監査等委員 塩 月 燈 子 ㊞

(注) 監査等委員堀内雅生及び中村知己は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

〈メモ欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

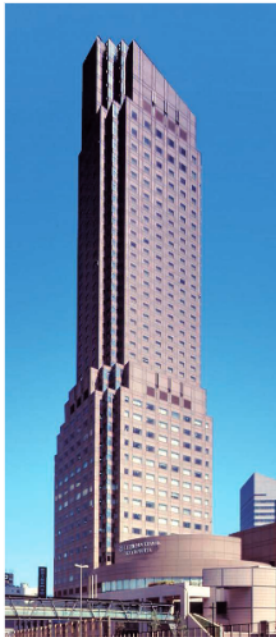
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

# 株主総会会場ご案内図

## 開催会場

セルリアンタワー東急ホテル内 地下2階 ボールルーム

東京都渋谷区桜丘町26-1 電話 03-3476-3000(代表)



## 交通のご案内

渋谷駅より徒歩5分

JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン  
東京メトロ 銀座線・半蔵門線  
東京メトロ 副都心線  
東急東横線・田園都市線  
京王井の頭線

ハチ公口  
西口  
西口

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。